

## 09 種類債権

### 答案構成ノート

(問1)

1. 問題の所在：種類債権における目的物の滅失
2. 種類債権における目的物の滅失
  - (1) 種類債権の内容
  - (2) 目的物の滅失と給付義務
    - ・ 特定前は合致するものを引き渡す義務
    - ・ 個別の物が滅失しても依然給付義務あり
  - (3) 目的物の特定後の目的物の滅失：特定後は特定物と同様
3. 種類債権における目的物の特定
  - (1) 401 条 2 項：「物の給付をするのに必要な行為を完了」
  - (2) 引渡し類型ごとの検討：持参債務→債権者住所での現実の提供
  - (3) あてはめ：運送中の滅失→特定前
4. 結論：代わりの林檎の引渡請求は可

(問2)

1. 問題の所在：種類債権における目的物の滅失  
(省略) 種類債権における目的物の滅失
  - (1) 種類債権の内容
  - (2) 目的物の滅失と代物給付義務
    - ・ 特定前は合致するものを引き渡す義務
    - ・ 個別の物が滅失しても依然給付義務あり
  - (3) 目的物の特定後の目的物の滅失：特定後は特定物と同様
2. 種類債権における目的物の特定
  - (1) 401 条 2 項：「物の給付をするのに必要な行為を完了」
  - (2) 引渡し類型ごとの検討：取立債務→①分離して準備②通知して受領催告が必要
  - (3) あてはめ：①分離・準備（段ボール箱封入とラベル貼り付け）と②通知（電話連絡）が完了
3. 結論：代わりの林檎の引渡請求は不可

## 答案例

(問1)

1. AB 間で交わされた契約は、種類・品質・数量で目的物を指定する種類売買であり、その結果として生じる B の A に対する債権は、種類債権である。

A が B に引き渡すための段ボール箱入りの林檎が滅失したことにより、B の A に対する種類債権が、履行不能により履行請求をすることができなくなるか（民法 412 条の 2）が問題となる。

2. (1) 本問においては、AB 間の売買契約により、長野県産サンふじ林檎（種類）・特秀等級（品質）・500kg（数量）を引渡すことを内容とする債権が B に発生している。これは、指定された種類・品質・数量の目的物を引渡すことを内容としており、種類債権である。

(2) 種類債権は、その目的物が特定する前は、特定の物を目的とするものではないため、履行のために準備中の物が滅失したとしても、そのこととは無関係に代わりの物を用意して引き渡さなければならない。

(3) 目的物が特定（民法 401 条 2 項）した後は、種類債権は、特定された当該目的物を引き渡すことを目的とする債権に変容するため、特定された目的物が滅失した場合には、もはや本旨に従った履行をすることは不可能であり、履行不能（民法 412 条の 2）となる。

3. (1) そこで、いかなる場合に目的物の特定が生じるかが問題となる。特定方法についての当事者間の特約や、債権者 B の同意を受けた債務者 A の指定といった事実はない。そのため、「物の給付をするのに必要な行為を完了」（民法 401 条 2 項）したことによる特定が問題となり、その後で滅失した場合には、履行不能となる。

(2) 本問のように、債権者（B）の住所にて引き渡すことが債権の内容となっている持参債務の場合には、「物の給付をするのに必要な行為を完了」するのは、債権者の住所で現実に履行の提供をしたときである。

(3) 本問においては、2 月 9 日に、債務者 A 自身による運送中に、段ボール箱に詰められた林檎が滅失しているが、この時点では債権者 B の住所に到達しておらず、現実の提供を行っていないため、「物の給付をするのに必要な行為を完了」していない。

4. したがって、本問における林檎の滅失は、目的物の特定の前に生じたものであり、B は依然として、長野県産サンふじ林檎・特秀等級・500kg の引渡しを請求す

ることができる。

(問 2)

1. AB 間で交わされた契約は、種類・品質・数量で目的物を指定する売買契約であり、その結果として生じる B の A に対する債権は、種類債権である。したがって、問 1 と同様に、林檎が滅失した 2 月 9 日の時点で、目的物の特定が生じていたかが問題となる。
2. (1) そこで、いかなる場合に目的物の特定が生じるかが問題となる。特定方法についての当事者間の特約や、債権者 B の同意を受けた債務者 A の指定といった事実はない。そのため、「物の給付をするのに必要な行為を完了」(民法 401 条 2 項) した後で滅失した場合には、履行不能となる。  
(2) 本問のように、債務者 (A) の住所で引き渡すことが債権の内容となっている取立債務の場合には、「物の給付をするのに必要な行為を完了」するのは、債務者住所にて①目的物を他の物から分離して債権者が取りに来ればいつでも受領できる状態に準備して、②債権者に対してその旨を通知し、受け取るよう催告したときである。  
(3) 本問においては、A は 2 月 8 日に、B に引き渡す予定の林檎を段ボール箱に詰めてラベルを貼り付け (分離・準備)、その旨と、2 月 10 日までに受け取りに来よう B に電話連絡を行った (通知・受領催告) ことによって、種類債権の目的物は、段ボール箱に詰められた林檎に特定されている。
3. したがって、この林檎が倉庫の火災によって滅失したことにより、A は債務の履行が不能になったのであって (民法 412 条の 2)、B は、代わりの林檎を引き渡すよう請求することはできない。